

(1) 議案第1号

人事委員会規則、通知及び告示の制定、一部改正及び廃止について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

規則・通知の名称

ア 海事職給料表の導入関係

【規則 [制定]】

- ・海事職給料表の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

【通知 [制定]】

- ・海事職給料表の適用を受けることとなる職員の給料の切替え等について

イ 初任給、昇格、昇給等の基準関係

【規則 [改正]】

- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

【通知 [制定]】

- ・初任給基準表の改定に伴う在職者の調整等について
- ・昇格等により号給を決定された者の平成20年4月1日以降の号給の決定の特例について

【通知 [改正]】

- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による昇格について
- ・「課長、次長等の昇格の基準」の廃止について」の一部改正について

ウ 手当関係

【規則 [改正]】

- ・職員の給与の支給に関する規則
- ・義務教育等教員特別手当に関する規則
- ・職員の特殊勤務手当の支給に関する規則
- ・特地勤務手当等に関する規則
- ・地域手当に関する規則

【通知 [改正]】

- ・通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- ・特地勤務手当等の運用について
- ・特地公署等の指定基準
- ・特地公署等実態調査票について

エ 旅費関係

【規則 [改正]】

- ・職員の旅費等に関する条例施行規則

【通知 [改正]】

- ・旅費の運用等について

オ 勤務時間関係

【通知 [改正]】

- ・ 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・ 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・ 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について
- ・ 臨時的任用職員の休暇について

カ 主任等切替関係

【規則 [制定]】

- ・ 第 2 切替日における職務に相当する職務を定める規則
- ・ 第 2 切替日における号給の決定に関する規則

【規則 [廃止]】

- ・ 異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則

【通知 [制定]】

- ・ 第 2 切替日における主任等の給料の切替え等について
- ・ 育児短時間勤務職員等に係る主任等の切替えに伴う経過措置の適用について
- ・ 経過措置を受ける職員に係る特例延長期間における職員の職務の級の分類について
- ・ 基準日において最高号給を超える者等の第 2 切替日以後における平成 1 8 年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の適用について

キ 組織改正関係

【規則 [改正]】

- ・ 給料表の適用範囲に関する規則
- ・ 職員の職務の級の分類に関する規則
- ・ 管理職手当に関する規則
- ・ 管理職員等の範囲を定める規則

【告示 [改正]】

- ・ 選考により採用又は昇任させる職

【通知 [改正]】

- ・ 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について
- ・ 職の区分表について
- ・ 管理職手当に関する規則別表第 1 中の「人事委員会が承認したもの」について
- ・ 教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について

ク その他関係

【規則 [制定]】

- ・ 職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則等の一部を改正する規則

【通知 [改正]】

- ・ 任期付研究員の採用等に関する運用について
- ・ 任期付職員制度の運用について
- ・ 平成 1 7 年改正給与条例附則第 2 2 項に基づく調整
- ・ 平成 1 8 年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の運用について
- ・ 復職時等における号給の調整の運用
- ・ 平成 2 4 年 4 月 1 日までの間の昇給の特例

施行期日

平成20年4月1日（内容により、公布の日）

改正等の概要

ア 海事職給料表の導入関係

(ア) 海事職給料表の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則（制定）

海事職給料表が導入されたことに伴い、関係する人事委員会規則について、所要の改正を行う。

【当該規則で改正される規則及びその概要】

a 職員の任用に関する規則

選考により採用する職及び昇任させる職（係長級以上）について定める。

b 給料表の適用範囲に関する規則

海事職給料表を適用する職員を定める。

c 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

海事職給料表に係る次の整備を行う。

(a) 級別資格基準表

(b) 初任給基準表

(c) 管理職層職員（標準昇給号給数を3号給とする職員）

(d) 初任層職員特定級号給表（標準昇給号給数を5号給とする職員）

(e) 昇格時対応号給表

d 管理職手当に関する規則

管理職手当の額を定める。

e 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

役職別加算割合を定める。

f 職員の旅費等に関する条例施行規則

外国旅行の旅費を算定する際の「行政職の職務の級に対応する職務の級」を定める。

g 職員の職務の級の分類に関する規則

標準職務表に従い、海事職給料表を適用する職務を級に分類する。

h 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則

給与構造改革の経過措置額に関し、海事職給料表の適用を受けることとなる職員の取扱い等を規定する。

i 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

根拠規定の異動に伴う所要の改正を行う。

(イ) 海事職給料表の適用を受けることとなる職員の給料の切替え等について（制定）

海事職給料表へ切り替えるに当たり必要な事項を定める。

イ 初任給、昇格、昇給等の基準関係

(ア) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（改正）

- (イ) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(改正)
- (ウ) 初任給基準表の改定に伴う在職者の調整等について(制定)
- (エ) 昇格等により号給を決定された者の平成20年4月1日以降の号給の決定の特例について(制定)
- (オ) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について(改正)
- (カ) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による昇格について(改正)
- (キ) 「課長、次長等の昇格の基準」の廃止について」の一部改正について(改正)

- a 初任給基準の改正
初任給の号給を現行の4号給上位とする。(在職者の調整を行う規定を設ける。)
- b 昇格の基準の改正
号給を定めている基準を現行の4号給上位とする。(改正前の号給に達している者に係る経過規定を設ける。)
- c 昇給の基準の改正
 - ・50歳を超える職員に係る昇給区分ごとの昇給号給数を定める。(平成20年4月1日の昇給に係る経過措置を設ける。)
 - ・初任層職員(標準昇給号給数を5号給とする職員)とみなすことができる範囲を見直す。
- d その他の改正
 - ・経験年数換算表を改める等の改正を行う。
 - ・職員の職務の級の分類に関する規則の備考に基づく1級上位の昇任に係る経過措置を見直す。

ウ 手当関係

- (ア) 地域手当関係
地域手当に関する規則(改正)

段階的な地域手当の導入に伴う平成20年度の支給割合を定める。

【概要】

地域等	最終割合	H20割合	H19割合
東京都特別区	100分の18	100分の16	100分の14
大阪府大阪市	100分の15	100分の13	100分の12
愛知県名古屋市	100分の12	100分の12	100分の12
医師	100分の15	100分の13	100分の12

- (イ) 通勤手当関係
通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針(改正)

返納の特例に係る規定の整理を行う。

- (ウ) 特地勤務手当関係
 - a 特地勤務手当等に関する規則(改正)
 - b 特地勤務手当等の運用について(改正)
 - c 特地公署等の指定基準(改正)

d 特地公署等実態調査票について（改正）

- ・特地勤務手当の廃止に伴う所要の規定の整理を行う。
- ・特地勤務手当に準ずる手当における住居と公署間に距離による要件を設ける。

(工) 定時制通信教育手当関係

- a 職員の給与の支給に関する規則（改正）
b 義務教育等教員特別手当に関する規則（改正）

定時制通信教育手当の定額化に伴う所要の規定の整理を行う。

(オ) 特殊勤務手当関係

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（改正）

航海手当の名称を海上危険業務手当に改める。

エ 旅費関係

(ア) 職員の旅費等に関する条例施行規則（改正）

(イ) 旅費の運用等について（改正）

- ・旅行手当の廃止に伴う所要の規定の整理を行う。
- ・外国旅行の旅費を支給しない場合を規定する。（平成20年4月1日前に出発した旅行に係る経過措置を設ける。）
- ・日当の調整に係る規定を見直す。

オ 勤務時間関係

(ア) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（改正）

(イ) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（改正）

特別休暇のうち、1日の全部を勤務しなかった場合に取得の単位を1日とされるものを設定する等の改正を行う。

【当該取扱いを行う特別休暇】

- ・ボランティア休暇（1年間に5日の範囲内の期間）
- ・妻の出産の場合における休暇（3日を超えない範囲内で必要と認める期間）
- ・妻の出産時における他の子の養育のための休暇（出産予定日の8週間前から出産日後8週間までの期間内における5日を超えない範囲内で必要と認める期間）
- ・子の看護休暇（1年間に5日を超えない範囲内で必要と認める期間）

(ウ) 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について（改正）

(エ) 臨時的任用職員の休暇について（改正）

臨時的任用職員に係る病気休暇及び特別休暇に関する規定を整備する。

カ 主任等切替関係

(ア) 第2切替日における職務に相当する職務を定める規則（制定）

(イ) 第2切替日における号給の決定に関する規則（制定）

(ウ) 第2切替日における主任等の給料の切替え等について（制定）

(エ) 育児短時間勤務職員等に係る主任等の切替えに伴う経過措置の適用について（制定）

(オ) 経過措置を受ける職員に係る特例延長期間における職員の職務の級の分類について

(制定)

(カ) 基準日において最高号給を超える者等の第2切替日以後における平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の適用について(制定)

第2切替日(平成20年4月1日)の職務並びに級及び号給の切替え、第2切替日以後の経過措置等に関し、必要な事項を定める。

(キ) 異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則(廃止)

目的を達した規則を廃止する。

キ 組織改正関係

(ア) 給料表の適用範囲に関する規則(改正)

(イ) 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について(改正)

職の新設等に伴い、それぞれの給料表が適用される職について追加・変更・削除する。
なお、この規則で規定しない職はすべて行政職給料表の適用となるため、新たに設けられた職であっても行政職給料表適用者については規定しない。

(追加)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	備考
教育職(1)	知事部局	障害福祉課	副主幹(子ども発達支援室の副主幹で学校等教育機関との調整強化を担当するものに限る。)	職の新設
		皆成学園	副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)	職の新設
	教育委員会	高等学校	実習教諭、寄宿舎主任及び寄宿舎副主任	職の新設
		特別支援教育課	指導係長及び管理係長	職の新設
教育職(2)	知事部局	障害福祉課	副主幹(子ども発達支援室の副主幹で学校等教育機関との調整強化を担当するものに限る。)	職の新設
		皆成学園	副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)	職の新設
	教育委員会	特別支援教育課	指導係長及び管理係長	職の新設
研究職	知事部局	文化政策課	学芸員	職の新設
		衛生環境研究所	特別研究員	職の新設
医療職(1)	知事部局	日野総合事務所	医療指導監	職の新設
医療職(2)	知事部局	総合事務所生活環境局	環境・循環推進課の課長補佐及び衛生係長並びに生活安全課の課長補佐、食品係長及び動物・自然公園係長	職の新設
		総合療育センター	総合療育センターの副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任及び栄養主任	職の新設
		療育園	鳥取療育園又は中部療育園の理学療法主任、作業療法主任及び言語聴覚主任	職の新設
		食肉衛生検査所	食肉衛生検査所の次長及び副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)	職の新設
医療職(3)	知事部局	総合療育センター	副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)	職の新設
		中部療育園	副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)	職の新設

(名称の変更)

変 更 後	変 更 前
特別支援教育課	特別支援教育室
文化財課	文化課

(削除)

(主なもの)

給料表	区 分	組 織	職	備 考
教育職(1)	教育委員会	埋蔵文化財センター	次長	職の廃止
医療職(1)	知事部局	日野総合事務所	局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師	職の廃止
医療職(2)	知事部局	総合事務所福祉保健局	健康支援課の主幹	職の廃止
			保健衛生課の課長、課長補佐、主幹、衛生係長、診療放射線技師、栄養士及び歯科衛生士	職の廃止
		総合療育センター	理療師	職の廃止
		鳥取療育園	理療師	職の廃止
		中部療育園	理療師	職の廃止
		精神保健福祉センター	作業療法士	職の廃止
医療職(3)	知事部局	母来寮	看護師及び准看護師	民営化
		岩井長者寮	看護師	民営化
		喜多原学園	看護師及び准看護師	職の廃止

(ウ) 職員の職務の級の分類に関する規則(改正)

県の行政組織の改正及び職務の追加等に伴い、職務の級の分類について改正を行う。

(追加)

(主なもの)

給料表	区 分	組 織	職 務 及 び 職 務 の 級	備 考
行政職	知事部局	子育て支援総室	総室長(6級)	職の新設
			母子・児童養護チームのチーム長(4~5級)	職の新設
			保育・幼児教育チームのチーム長(4~6級)	職の新設
		本庁共通	総括主計員(4~5級)	職の新設
			理学療法主任(3級)	職の新設
			栄養主任(3級)	職の新設
			歯科衛生主任(3級)	職の新設
		総合事務所共通	企画員(3~5級)	職の新設
		皆成学園	課長補佐(4~5級)	職の新設
		地方機関共通	精神保健福祉主任(3級)	職の新設
			児童福祉主任(3級)	職の新設
			社会福祉主任(3級)	職の新設
			精神福祉主任(3級)	職の新設
			心理療法主任(3級)	職の新設
			心理判定主任(3級)	職の新設
児童指導主任(3級)	職の新設			
栄養主任(3級)	職の新設			
職業訓練指導主任(3級)	職の新設			

	教育委員会	特別支援学校	学校栄養主任（３級）	職の新設	
		市町村立学校及び共同調理場	学校栄養主任（３級）	職の新設	
	警察	警察本部共通	室長補佐（４～５級）	職の新設	
教育職（１）	教育委員会	学校	実習教諭（２級）	職の新設	
			寄宿舎主任（２級）	職の新設	
			寄宿舎副主任（２級）	職の新設	
	知事部局	本庁	副主幹（２～３級）	職の新設	
			皆成学園	副主幹（２～３級）	職の新設
教育職（２）	教育委員会	妻木晩田遺跡事務所	係長（２～３級）	職の新設	
	知事部局	本庁	副主幹（２～３級）	職の新設	
			皆成学園	副主幹（２～３級）	職の新設
研究職	知事部局	共通	研究主任（３級）	職の新設	
			学芸員（１～２級）	職の新設	
医療職（１）	知事部局	日野総合事務所	医療指導監（３級）	職の新設	
医療職（２）	知事部局	共通	食肉衛生検査所	次長（５級）	職の新設
			診療放射線主任（３～４級）	職の新設	
			理学療法主任（３～４級）	職の新設	
			栄養主任（３～４級）	職の新設	
			作業療法主任（３～４級）	職の新設	
			言語聴覚主任（３～４級）	職の新設	
医療職（３）	知事部局	共通	総合療育センター	副看護部長（４級）	職の新設
			副主幹（３級）	職の新設	

(名称の変更)

(主なもの)

変更後	変更前
東京本部 関西本部 名古屋本部 文化財課	東京事務所 大阪事務所 名古屋事務所 文化課

(削除)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	備考
行政職	知事部局	公文書館	次長	職の廃止
		倉吉総合看護専門学校	事務局長	職の廃止
		母来寮	寮長	民営化
			次長	民営化
		岩井長者寮	寮長	民営化
			次長	民営化
	地方機関共通	生活指導員	職の廃止	
	教育委員会	共通	栄養士	職の廃止
教育職（２）	教育委員会	教育局	社会教育主事	職の廃止
医療職（２）	知事部局	共通	理療師	職の廃止

(エ) 職の区分表について(改正)

県の行政組織の改正及び職の追加等に伴う改正を行う。

(追加)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	相当する職	備考
行政職	知事部局	子育て支援総室	総室長	課長	職の新設
			母子・児童養護チームのチーム長	課長補佐	職の新設
			保育・幼児教育チームのチーム長	課長又は課長補佐	職の新設
		本庁共通	総括主計員	課長補佐	職の新設
			理学療法主任	係長	職の新設
			栄養主任	係長	職の新設
			歯科衛生主任	係長	職の新設
		総合事務所共通	企画員	課長補佐又は係長	職の新設
		皆成学園	課長補佐	課長補佐	職の新設
		地方機関共通	精神保健福祉主任	係長	職の新設
			児童福祉主任	係長	職の新設
			社会福祉主任	係長	職の新設
			精神福祉主任	係長	職の新設
			心理療法主任	係長	職の新設
			心理判定主任	係長	職の新設
			児童指導主任	係長	職の新設
			栄養主任	係長	職の新設
			職業訓練指導主任	係長	職の新設
	教育委員会	特別支援学校	学校栄養主任	係長	職の新設
	市町村立学校及び共同調理場		学校栄養主任	係長	職の新設
	警察	警察本部	室長補佐	課長補佐	職の新設
統括少年警察補導員			課長補佐	職の新設	
企業局	共通	主幹	課長補佐	職の新設	
病院局	病院	副局長	課長	職の新設	
教育職(1)	教育委員会	学校	実習教諭	係長	職の新設
			寄宿舎主任	係長	職の新設
			寄宿舎副主任	係長	職の新設
	知事部局	本庁	副主幹	係長	職の新設
		皆成学園	副主幹	係長	職の新設
教育職(2)	教育委員会	妻木晩田遺跡事務所	係長	係長	職の新設
	知事部局	本庁	副主幹	係長	職の新設
		皆成学園	副主幹	係長	職の新設
研究職	知事部局	共通	研究主任	係長	職の新設
			学芸員	研究員	職の新設
医療職(1)	知事部局	日野総合事務所	医療指導監	部長	職の新設
	病院局	臨床研修支援室	室長(管理職手当が支給されない者に限る。)	医長	職の新設
			副室長	医長	職の新設
			室長	部長	職の新設
医療職(2)	知事部局	食肉衛生検査所	次長	課長補佐	職の新設
		共通	診療放射線主任	係長	職の新設
			理学療法主任	係長	職の新設
			栄養主任	係長	職の新設
			作業療法主任	係長	職の新設
			言語聴覚主任	係長	職の新設

			歯科衛生主任	係長	職の新設	
	病院局	病院共通	臨床心理士	衛生技師	職の新設	
			作業療法士	衛生技師	職の新設	
			言語聴覚士	衛生技師	職の新設	
			視能訓練士	衛生技師	職の新設	
			臨床心理主任	係長	職の新設	
			作業療法主任	係長	職の新設	
			言語聴覚主任	係長	職の新設	
			視能訓練主任	係長	職の新設	
医療職(3)	知事部局	総合療育センター	副看護師長	看護主任	職の新設	
		共通	副主幹	看護主任	職の新設	
	病院局	病院共通	副院長	局長	職の新設	
海事職	知事部局	本庁	機関士	二等航海士	給料表切替	
			航海士	二等航海士	給料表切替	
			通信士	二等航海士	給料表切替	
			船長	一等航海士	給料表切替	
			機関長	一等航海士	給料表切替	
		地方機関共通	機関士	二等航海士	給料表切替	
			航海士	二等航海士	給料表切替	
			通信士	二等航海士	給料表切替	
			船長	機関長又は一等航海士	給料表切替	
			機関長	機関長又は一等航海士	給料表切替	
		航海士長	一等航海士	職の新設		
		教育委員会	高等学校	二等航海士	一等航海士又は二等航海士	給料表切替
				二等機関士	一等航海士又は二等航海士	給料表切替
				通信長	機関長又は一等航海士又は二等航海士	給料表切替
	甲板長			一等航海士又は二等航海士	給料表切替	
	繰機長			一等航海士又は二等航海士	給料表切替	
			司ちゅう長	一等航海士又は二等航海士	給料表切替	
			冷凍長	一等航海士又は二等航海士	給料表切替	
			操舵手	二等航海士	給料表切替	
		繰機手	二等航海士	給料表切替		
		甲板員	二等航海士	給料表切替		
		機関員	二等航海士	給料表切替		
		司ちゅう員	二等航海士	給料表切替		
		一等航海士	機関長又は一等航海士	給料表切替		
		一等機関士	機関長又は一等航海士	給料表切替		
		機関長	機関長	給料表切替		

			船長	船長	給料表切替
	警察	警察署	機関士	二等航海士	職の新設
			船長	一等航海士又は二等航海士	給料表切替
			機関長	一等航海士又は二等航海士	給料表切替
現業職	知事部局	知事の事務部局	現業技術員	自動車整備士	職の新設

(名称の変更)

(主なもの)

変更後	変更前
東京本部 関西本部 名古屋本部 文化財課	東京事務所 大阪事務所 名古屋事務所 文化課

(削除)

(主なもの)

給料表	区分	相当する職	組織	職	備考
行政職	知事部局	課長補佐又は係長	本庁共通	船長	給料表切替
		係長		機関長	給料表切替
		係長又は主事		機関士	給料表切替
		係長又は主事		航海士	給料表切替
		係長又は主事		通信士	給料表切替
		課長補佐	公文書館	次長	職の廃止
		課長	倉吉総合看護専門学校	事務局長	職の廃止
		課長	母来寮	寮長	民営化
		課長補佐		次長	
		課長	岩井長者寮	寮長	民営化
		課長補佐		次長	
		課長補佐又は係長	水産試験場	船長	給料表切替
		係長又は主事	地方機関共通	生活指導員	職の廃止
		係長		船長	給料表切替
		係長		機関長	給料表切替
		係長又は主事		機関士	給料表切替
		係長又は主事		航海士	給料表切替
		係長又は主事		通信士	給料表切替
	係長又は主事	船員		職の廃止	
	教育委員会	高等学校	課長	船長	給料表切替
			課長補佐	機関長	給料表切替
			課長補佐又は係長又は主事	通信長	給料表切替
			課長補佐又は係長	一等航海士	給料表切替
			課長補佐又は係長	一等機関士	給料表切替
			係長又は主事	二等航海士	給料表切替
			係長又は主事	二等機関士	給料表切替
			係長又は主事	甲板長	給料表切替
係長又は主事			繰機長	給料表切替	

		係長又は主事		司ちゅう長	給料表切替
		係長又は主事		冷凍長	給料表切替
		係長又は主事		操舵手	給料表切替
		係長又は主事		繰機手	給料表切替
		係長又は主事		甲板員	給料表切替
		係長又は主事		機関員	給料表切替
		係長又は主事		司ちゅう員	給料表切替
		係長又は主事	共通	栄養士	職の廃止
	警察	係長又は主事	警察署	船長	給料表切替
		係長又は主事		機関長	給料表切替
	企業局	課長	本局	室長	職の廃止
	病院局	課長	病院	次長	職の廃止
医療職(2)	知事部局	係長及び衛生技師	共通	理療師	職の廃止
現業職	知事部局	自動車整備士	知事の事務部局	自動車整備士	職の廃止
				運転士	職の廃止
				交換手	職の廃止
				道路技術員	職の廃止
	教育委員会	自動車整備士	教育委員会事務局及び教育機関	ボイラ技士	職の廃止

(オ) 選考により採用又は昇任させる職(告示)(改正)

選考により採用するに臨床心理士及び視能訓練士を追加する。

(カ) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(改正)

(キ) 教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について(改正)

実習教諭、寄宿舎主任、寄宿舎副主任に係る規定を追加する。

(ク) 管理職手当に関する規則(改正)

職の新設等に伴い、管理職手当を支給する職及び支給区分について追加・変更・削除する。

(追加)

(主なもの)

区分	組織	職	支給区分	備考
知事部局	本庁	総室長(子育て支援総室の総室長を除く。)	2種	職の新設
		防災局の防災チーム長 防災局の危機管理チーム長 防災局の消防チーム長 子育て支援総室の総室長 食のみやこ推進室の室長	3種	職の新設
		チーム長(管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長を除き、子育て支援総室保育・幼児教育チームの	4種	職の新設

		チーム長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。)		
	総合事務所	医療指導監	3種	職の新設
		室長(管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。)	4種	職の新設
	皆成学園	次長(人事委員会が承認したものに限る。)	4種	職の新設

(名称の変更)

(主なもの)

変更後	変更前
東京本部 関西本部 名古屋本部	東京事務所 大阪事務所 名古屋事務所

(削除)

(主なもの)

区分	組織	職	備考
知事部局	地域資源振興室	室長	職の廃止
	地産地消推進室	室長	職の廃止
	和牛全共室	室長	職の廃止
	総合事務所	保健衛生課の課長	職の廃止
	母来寮	寮長	民営化
	岩井長者寮	寮長	民営化
	倉吉総合看護専門学校	事務長	職の廃止

(ケ) 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について(改正)

複数格付けされている職の管理職手当の区分について、包括的に承認するものである。

(主なもの)

区分	区分	職	承認内容	備考
2種	総合事務所	局長	職の区分表で「局長及び同相当職」とされているもの	承認を得ない場合は支給されない

(コ) 管理職員等の範囲を定める規則(改正)

一般職員で構成する職員団体に加入することができない管理職員等の範囲について、職の新設等に伴い、該当する職を追加・変更・削除する。

(追加)

(主なもの)

区分	組織	職	備考
知事部局	本庁	総室長 総括主計員 医療指導監	職の新設

(変更)

(主なもの)

変更後	変更前
東京本部	東京事務所
関西本部	大阪事務所

(廃止)			(主なもの)
区分	組織	職	備考
知事部局	公文書館	次長	職の廃止
	母来寮	寮長	民営化
	岩井長者寮	寮長	民営化
	倉吉総合看護専門学校	事務局長	職の廃止

ク その他関係

- (ア) 職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則等の一部を改正する規則(制定)
- (イ) 任期付研究員の採用等に関する運用について(改正)
- (ウ) 任期付職員制度の運用について(改正)
- (エ) 平成17年改正給与条例附則第22項に基づく調整(改正)
- (オ) 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の運用について(改正)
- (カ) 復職時等における号給の調整の運用(改正)
- (キ) 平成24年4月1日までの間の昇給の特例(改正)

規則・通知中引用している根拠規定の異動等に伴う所要の改正を行う。

【質 疑】

事務局

条例が議決されてすぐに関連の規則や通知を整備しなければならない。バタバタの中で作業をしており、過去の漏れを補正しているものもある。

委 員

簡単に組織改正が行われると作業が多くて困るのではないか。

事務局

名称が変わるだけでも引用している全ての条例、規則、通知を改正しなければならない。時間的に余裕がないこともあり大変である。

委 員

組織改正は毎年あるのか。

事務局

前知事の頃から組織改正が多くなった。

事務局

今回の規則や通知の改正は、組織改正だけではなく、制度関係の改正によるものも多い。制度については、大部分が片付いてきたところ。

事務局

次年度以降、国が勤務時間を変更して8時間でなくなれば、また、それに伴う改正が多く出ると思う。

委 員

勤務時間が短くなっても仕事量が同じであれば時間単価が高くなり、時間外勤務手当

が高くなるだけのように思う。勤務時間の見直しはどこがやるのか。

事務局

人事院が勧告して、総務省が作業するのではないか。

事務局

働き方が多様になると、それに応じた規定の整備も必要となる。

(2) 議案第2号

採用候補者名簿の削除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(3) 報告第1号

教職員等の懲戒処分について、事務局が説明した。

(7) 協議等事項

県民から寄せられた意見(県民の声)について、事務局が説明した。

【説明】

<p>【意見者】</p> <p>性別、年齢、住所 不明 (平成20年3月14日 メール)</p>
<p>【意見】</p> <p>近年残念ながら県職員の不正や批判意見が多い。 某高校の公金着服や職員のモラル低下など、事案をあげれば数多い。 <u>採用試験や人材確保の方法や見極めの基準を再点検、改善すべきではないでしょうか。</u> また採用後のモラル研修や技術向上、風通しをよくする工夫がもっと必要なのでは。</p>
<p>【回答】 3月21日 県民室へ回答</p> <p>人事委員会が実施する職員採用試験は、第2次試験(人物試験、論(作)文試験)の評価には第1次試験(教養試験、専門試験)の得点を反映しない、第2次試験では人物試験の配点を高く設定するなど、人物面での評価を重視した仕組みにより実施するとともに、その実施方法や評価基準などについては常に点検し、見直しを行っています。</p> <p>また、人物試験については、面接員に対する継続的な研修を実施するなどして、人物評価の精度を高めるよう努めています。</p> <p>ご意見にありますように、県職員にはモラル(道徳)やコンプライアンス(法令遵守)に対する高い意識が求められており、職員採用試験においても、これらの要素についての評価は重要と考えているところです。</p> <p>今後も、職員採用試験の実施方法や評価基準などについては、前例にとらわれることなく、常に点検し、改善を図るよう努めてまいります。</p>